

自動車整備士資格改正関連通達
【国自整第97号】(抜粋)

職業能力開発促進法施行規則別表第二及びその通達「設備の細目」に対応する
国交省の通達である。(掲載については国交省担当官より了解を得ていること)

国自整第97号の2
令和5年8月28日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

自動車局長
(公印省略)

「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について

自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第46号）が令和4年5月25日に公布されたことに伴い、「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」（平成8年9月4日付け自整第157号）等の改正を行い、新たに「自動車整備士技能検定規則の細目（依命通達）」を別添のとおり定めたので、了知されるとともに貴傘下会員に周知徹底方お願いします。

また、「自動車整備士技能検定規則の細目（依命通達）」の制定に伴い、下記の通達については廃止することとします。

記

1. 自動車整備士技能検定規則の取扱いについて（依命通達）（昭和46年3月13日付け自整第63号）
2. 自動車整備士技能検定規則第6条第6項の表第5号の取扱いについて（依命通達）（平成15年11月7日付け国自整第108号）
3. 自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）（平成8年9月4日付け自整第157号）
4. 自動車整備士養成施設の指導について（昭和41年10月17日付け自整第142号）

別添

自動車整備士技能検定規則の細目

1. 自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）（以下、「検定規則」という。）の取扱いについては次のとおりとする。
 - 1.1. 検定規則第 18 条及び第 19 条に定める「機械、電気又は電子に関する学科」とは別紙 1 に掲げる学科をいう。なお、別紙 1 に掲げる学科以外において、当該学科が機械、電気又は電子に関する学科に該当するか否かは、卒業証書並びに履修科目表等により判断すること。
 - 1.2. 検定規則第 17 条、第 18 条及び第 19 条に定める「実務の経験」の年数には、教育・講習又は職業訓練を受けている期間を含まない。ただし、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 56 号）による改正前の職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 24 条の認定職業訓練によって、自動車の整備に関する職業訓練を受けている期間は、「実務の経験」に含まれる。
 - 1.3. 検定規則第 18 条第 1 項第 1 の 2 号イに定める「職業訓練法の一部を改正する法律（昭和 53 年法律第 40 号）による改正前の職業訓練法第 14 条の専修職業訓練若しくは高等職業訓練校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者」とは、改正前の職業能力開発促進法に基づく当該職業訓練の全課程を修了した者をいう。
2. 検定規則第 6 条第 6 項の表第 5 号に規定する「国土交通大臣が定める基準」の取扱いについては次のとおりとする。ただし、自動車整備技能登録試験事務規程（昭和 46 年日整連認試第 1 号）に基づく、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」という。）からの採点結果の報告を踏まえ、本試験の目的に照らし必要と認める場合には、当該成績の基準を変更する場合がある。
 - 2.1. 試験分野
検定規則に定める学科試験の科目及び実技試験の科目について、自動車整備技能登録試験（以下「登録試験」という。）にて出題される学科試験及び実技試験の試験分野は、それぞれ下表のとおりとする。

一級自動車整備士（総合）及び一級自動車整備士（二輪）

試験分野	
学科試験	実技試験
① エンジン又はモータ（以下「エンジン等」という。） ② シャシ	① 基本工作 ② 点検、分解、組立て、調整及び完成検査（これらの実施に必要な、一般的なコミュニケー

③ 故障診断技術等	ション技術を含む)
④ 総合診断・環境保全・安全管理	③ 修理（これらの実施に必要な、一般的なコミュニケーション技術を含む）
⑤ 法規	④ 整備用試験機、計量器及び工具の取扱い

二級自動車整備士（総合）

試験分野	
学科試験	実技試験
① エンジン等	① 基本工作
② シヤシ	② 点検、分解、組立て、調整及び完成検査
③ 電子制御装置	③ 一般的な修理
④ 整備機器等	④ 整備用試験機、計量器及び工具の取扱い
⑤ 法規	

二級自動車整備士（二輪）

試験分野	
学科試験	実技試験
① エンジン等	① 基本工作
② シヤシ	② 点検、分解、組立て、調整及び完成検査
③ 整備機器等	③ 一般的な修理
④ 法規	④ 整備用試験機、計量器及び工具の取扱い

三級自動車整備士（総合）及び三級自動車整備士（二輪）

試験分野	
学科試験	実技試験
① エンジン等	① 簡単な基本工作
② シヤシ	② 分解、組立て、簡単な点検及び調整
③ 整備機器等	③ 簡単な修理
④ 法規	④ 簡単な整備用試験機、計量器及び工具の取扱い

自動車タイヤ整備士

試験分野	
学科試験	実技試験
① 構造・機能・特性及び材料	① 基本工作
② 取扱方法・整備及び故障探求	② 点検、分解、組立て、調整及び完成検査
③ 整備機器等	③ 修理
④ 法規	④ 整備用試験機、計量器及び工具の取扱い

自動車電気・電子制御装置整備士

試験分野	
学科試験	実技試験
① 電気理論等	① 基本工作
② 始動装置・充電装置及び点火装置	② 点検、分解、組立て、調整及び完成検査
③ 電子制御装置	③ 修理
④ 灯火装置・保安装置及び冷暖房装置等	④ 整備用試験機、計量器及び工具の取扱い
⑤ 法規	

自動車車体・電子制御装置整備士

試験分野	
学科試験	実技試験
① 車枠及び車体の構造・材料	① 基本工作
② 板金及び溶接	② 点検、分解、組立て、調整及び完成検査
③ 電子制御装置	③ 修理
④ 塗装・ぎ装及び整備用機器等	④ 整備用試験機、計量器及び工具の取扱い
⑤ 法規	

2.2. 学科試験

- 2.2.1. 一級自動車整備士（総合）及び一級自動車整備士（二輪）試験は、50点満点中40点以上の成績であって、かつ、各試験問題中のエンジン等、シャシ、故障診断技術等、総合診断・環境保全・安全管理及び法規の各区分における配点に対して、それぞれ40%以上の成績とする。

- 2.2.2. 二級自動車整備士（総合）及び二級自動車整備士（二輪）試験は、40点満点中28点以上の成績であって、かつ、各試験問題中のエンジン等、シャシ、電子制御装置（二輪を除く）、整備機器等及び法規の各区分における配点に対して、それぞれ40%以上の成績とする。
- 2.2.3. 三級自動車整備士（総合）及び三級自動車整備士（二輪）試験は、30点満点中21点以上の成績とする。
- 2.2.4. 自動車タイヤ整備士、自動車電気・電子制御装置整備士及び自動車車体・電子制御装置整備士試験は、40点満点中28点以上の成績とする。

- 2.3. 実技試験
 - 2.3.1. 一級自動車整備士（総合）及び一級自動車整備士（二輪）試験は、40点満点中32点以上の成績であって、かつ、各試験問題中の基本工作、点検、分解、組立て、調整及び完成検査、修理、整備用試験機、計量器及び工具の取扱いの各区分における配点に対して、それぞれ40%以上の成績とする。
 - 2.3.2. 二級自動車整備士（総合）及び二級自動車整備士（二輪）試験は、30点満点中18点以上の成績であって、かつ、各試験問題中の基本工作、点検、分解、組立て、調整及び完成検査、一般的な修理、整備用試験機、計量器及び工具の取扱いの各区分における配点に対して、それぞれ40%以上の成績とする。
 - 2.3.3. 三級自動車整備士（総合）及び三級自動車整備士（二輪）試験は、30点満点中18点以上の成績とする。
 - 2.3.4. 自動車タイヤ整備士、自動車電気・電子制御装置整備士及び自動車車体・電子制御装置整備士試験は、30点満点中18点以上の成績とする。

3. 検定規則第6条の18に規定する自動車整備士養成施設の指定にあたっては、別紙2に定める基準により指定するものとする。

4. 自動車整備士養成施設の指導について
 - 4.1. 指導方針について

立入調査により、指定及び届出に係る事項のうち次の各号に重点をおいて調査し、適切な指導を行うこと。

 - (1) 規則又は学則の遵守事項
 - (2) 教育を行う者の資格及び教育科目の担当状況

- (3) 教育科目、時間数、教育内容等の状況
- (4) 教室、実習場、実習用機械設備、実習用教材等の状況
- (5) 所定の課程の修了可否の判定状況
- (6) その他特に必要と認める事項

4.2. 立入指導の実施について

立入指導の実施計画、実施方法、執務及び報告等については、自動車運送事業等監査規則（昭和30年運輸省令第70号）に準拠して実施すること。

附則（令和5年8月28日付 国自整第97号）

1. 本通達は、令和5年8月28日から施行する。
2. 別添及び別紙2に定める基準にあつては、施行日以降において改正前の自動車整備士技能検定規則に定める自動車整備士の種類の登録試験及び養成を行う場合は、従前の例によることができる。
3. 別紙2に定める基準の内、Ⅰ－1－7、Ⅰ－2－5、Ⅰ－3－5、Ⅰ－4－6、Ⅱ－4－5及びⅡ－5－5の規定については、当面の間、従前の規定によることができるものとする。ただし、一級自動車整備士を除き、電子制御装置整備に必要な知識及び技能については運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習又はこれと同等の学習を行うこと。

別紙1 機械、電気又は電子に関する学科

機械に関する学科		電気・電子に関する学科
機械工学科	生産機械科	電気工学科
機械材料工学科	産業機械科	電子工学科
機械物理工学科	開発機械科	電気電子工学科
機械システム工学科	建設機械科	電子機械工学科
機械システム精密工学科	農業機械科	電子物理工学科
機械電気工学科	電子機械科	電子物性工学科
精密機械工学科	原動機械科	電子情報工学科
動力機械工学科	知能機械工学科	電子制御工学科
産業機械工学科	機械知能システム学科	電子機器工学科
光電機械工学科	機械制御工学科	電子制御機械工学科
電子機械工学科	機械制御システム工学科	電気電子システム工学科
化学機械工学科	基礎機械工学科	電気情報工学科
応用機械工学科	航空工学科	電気科
生産機械工学科	航空原動機科	電気工事科
交通機械工学科	航空宇宙工学科	電子科
交通機械学科	造船科	電子機械科
機械科	船舶工学科	電子工業科
機械工作科	金属工学科	電子技術科
機械製図科	材料工学科	電子通信科
機械車両科	先端材料工学科	電子家庭科
機械システム科	機関科	情報電子科
精密機械科	生産工業科	電気デジタルシステム工学科
		電子材料工学科
		電子情報システム工学科
		電子光システム工学科
		応用電子（電子応用）工学科

別紙2 自動車整備士養成施設の指定等の基準

I 一種養成施設の指定基準

一種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。

なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。

I-1 三級自動車整備士の養成課程

I-1-1 修業年限及び養成を受けようとする者の資格

- (1) 修業年限は、1年以上であること。
- (2) 養成を受けようとする者の資格は、学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又はこれと同等以上の者であること。

I-1-2 教育計画

教育計画は、次の表に掲げる科目の学科及び実習を含み、自動車の基礎的な知識及び技能について適切な内容を有するものであること。

教育時間数は、学科 270 時間以上、実習 560 時間以上であること。

学 科	実 習
ア 自動車工学	ア 自動車整備作業
イ 自動車整備関連	
ウ 自動車の整備に関する法規	

I-1-3 教科書

教科書は、自動車の基礎的な知識及び技能の教育に適切なものであること。

I-1-4 教材

教材は、自動車の基礎的な知識及び技能の教育に必要なもので、養成しようとする自動車整備士の種類に対応した次のものが十分確保されていること。

- (1) 教材用の車両は、同時に教育を受ける者20人につき1両以上を備えること。ただし、自動車整備士の種類を総合に限定した養成施設にあつては、四輪車を必須とし、二輪車の部分を教育する際には二輪車に替えて二輪車特有の構造を示す教材でもよいものとする。
- (2) 教材用のエンジン等は、同時に教育を受ける者20人につき1基以上備えること。また、全体の内エンジンは1基以上含まれていること。ただし、自動車整備士の種類を総合に限定した養成施設にあつては、四輪車のエンジンが備えられていればよいものとする。

なお、教材用の車両に搭載されているエンジン等を教材用のエンジン等の数に含めて差し支えない。

- (3) 教材用のエンジン等関係主要部品、シャシ関係主要部品及び電気装置関係主要部品等は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

I-1-5 教室及び実習場

- (1) 教室及び実習場は、教育を実施するのに適切な設備を有し、かつ、環境が整備されていること。
- (2) 1教室の定員は、原則として50人以下とし、教育を受ける者1人について、1.2平方メートル以上の広さを有していること。
- (3) 実習場は、同時に教育を受ける者1人について、6平方メートル以上の広さを有する屋内実習場であること。

I-1-6 実習用機械設備

同時に教育を受ける者の人数に応じて適切な数の別表1に掲げる機械設備を保有すること。

なお、自動車整備士の種類を二輪に限定した養成課程にあつては、別表2に掲げる機械設備を保有すること。

I-1-7 教育を行う者の資格

(1) 学科指導員

学科指導員は、次の各号のいずれかに該当し、担当する科目について専門的な知識及び技能を有する者であること。

- ① 一級自動車整備士（総合）の資格（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合にあつては、一級自動車整備士（総合）又は一級自動車整備士（二輪）の資格。）を有する者
- ② 二級自動車整備士（総合）の資格（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合にあつては、二級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（二輪）の資格。）を有する者
- ③ 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校（以下「高等学校」という。）において機械、電気又は電子に関する学科を卒業した者
- ④ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者（旧職業訓練法（昭和33年法律第133号）による自動車整備工を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者を含む。）
- ⑤ 前各号と同等以上の知識及び技能（一級又は二級課程の学科指導員の資格を有する者（I-3-5（3）に規定した専門的な知識及び技能を有し、かつ、当該科目に関する教育、研究又は実務の経験を有する者を除く。）を含む。）を有すると認められる者

(2) 実習指導員

実習指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

- ① 一級自動車整備士（総合）の資格（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合にあっては、一級自動車整備士（総合）又は一級自動車整備士（二輪）。）を有する者
- ② 二級自動車整備士（総合）の資格（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合にあっては、二級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（二輪）。）を有する者
- ③ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下「大学等」という。）又は高等学校において機械、電気又は電子に関する学科を卒業した後、三級課程の実習指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
- ④ 前各号と同等以上の知識及び技能（一級又は二級課程の実習指導員の資格を有する者（I-3-5（3）に規定した専門的な知識及び技能を有し、かつ、当該科目に関する教育、研究又は実務の経験を有する者を除く。）を含む。）を有すると認められる者

I-1-8 教育を行う者の数

(1) 学科指導員

当該養成施設に常勤している学科指導員の数は、同時に教育を受ける者の数を50で除して得た数（その数に1未満の端数があるときはこれを1とする。以下同じ。）以上であること。

(2) 実習指導員

当該養成施設に常勤している実習指導員の数は、同時に教育を受ける者の数を25で除して得た数以上であること。

I-2 **二級自動車整備士の養成課程**

二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-2-1 修業年限及び養成を受けようとする者の資格

- (1) 修業年限は、2年以上であること。
- (2) 養成を受けようとする者の資格は、学校教育法による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の者であること。

I-2-2 教育計画

教育計画は、次の表に掲げる科目の学科及び実習を含み、自動車の一般的な知識及び技能について適切な内容を有するものであること。

二級自動車整備士（総合）の教育時間数は、学科 572 時間以上（二級自動車整備士（二輪）の養成課程に関しては 570 時間以上）、実習 1143 時間以上（二級自動車整備士（二輪）の養成課程に関しては 1140

時間以上)であること。

学 科	実 習
ア 自動車工学	ア 自動車整備作業
イ 自動車整備関連	イ 自動車検査作業
ウ 自動車検査	
エ 自動車の整備に関する法規	

I-2-3 教科書

教科書は、自動車の一般的な知識及び技能の教育に適切なものであること。

I-2-4 教材

教材は、自動車の一般的な知識及び技能の教育に必要なもので、養成しようとする自動車整備士の種類に対応した次のものが十分確保されていること。

- (1) 教材用の車両は、同時に教育を受ける者10人につき1両以上を備えること。ただし、自動車整備士の種類を総合に限定した養成施設にあっては、四輪車を必須とし、二輪車の部分を教育する際には二輪車に替えて二輪車特有の構造を示す教材でもよいものとする。
- (2) 教材用のエンジン等は、同時に教育を受ける者10人につき1基以上備えること。また、全体の内エンジンは1基以上含まれていること。ただし、自動車整備士の種類を総合に限定した養成施設にあっては、四輪車のエンジンが備えられていればよいものとする。

なお、教材用の車両に搭載されているエンジン等を教材用のエンジン等の数に含めて差し支えない。

- (3) 教材用のエンジン等関係主要部品、シャシ関係主要部品及び電気装置関係主要部品等は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

I-2-5 教育を行う者の資格

(1) 学科指導員

学科指導員は、次の各号のいずれかに該当し、担当する科目について専門的な知識及び技能を有する者であること。

- ① 一級自動車整備士（総合）の資格（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合にあっては、一級自動車整備士（総合）又は一級自動車整備士（二輪）。）を有する者
- ② 二級自動車整備士（総合）の資格（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合にあっては、二級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（二輪）。）を有する者で、三級課程の学科指導員又は二級課程の学科指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
- ③ 大学等において機械、電気又は電子に関する学科を卒業した者
- ④ 高等学校の工業課程（工業実習を含む。）の教員免許を取得している者

- ⑤ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第74条第1項に規定する自動車検査官の経験を有する者
- ⑥ 前各号と同等以上の知識及び技能（一級課程の学科指導員の資格を有する者（I-3-5（3）に規定した専門的な知識及び技能を有し、かつ、当該科目に関する教育、研究又は実務の経験を有する者を除く。）を含む。）を有すると認められる者

(2) 実習指導員

実習指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

- ① 一級自動車整備士（総合）の資格（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合にあっては、一級自動車整備士（総合）又は一級自動車整備士（二輪）。）を有する者
- ② 二級自動車整備士（総合）の資格（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合にあっては、二級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（二輪）。）を有する者で、その資格を取得してから3年以上の実務経験若しくは三級課程の実習指導員又は二級課程の実習指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
- ③ 前各号と同等以上の知識及び技能（一級課程の実習指導員の資格を有する者（I-3-5（3）に規定した専門的な知識及び技能を有し、かつ、当該科目に関する教育、研究又は実務の経験を有する者を除く。）を含む。）を有すると認められる者

I-3 一級自動車整備士の養成課程

一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-3-1 修業年限及び養成を受けようとする者の資格

- (1) 修業年限は、2年以上であること。
- (2) 養成を受けようとする者の資格は、養成を受けようとする課程ごとに、次の各号に該当する者であること。
 - ① 一級自動車整備士（総合）の養成課程
二級自動車整備士（総合）
 - ② 一級自動車整備士（二輪）の養成課程
二級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（二輪）

I-3-2 教育計画

教育計画は、自動車の専門的な知識及び技能について適切な内容を有するものであって、次の表に掲げる科目の学科、実習及び実務実習（学科及び実習を修了してから行うものであって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条に規定する自動車特定整備事業の認証を受けた事業場（次の表に掲げる実習を

行うために当該認証を受けた事業場を除く。)において行う実習(以下「体験実習」という。)及びその実習の効果を評価するために行う実習(以下「評価実習」という。)をいう。以下同じ。)を含むものであること。

学 科	実 習	実 務 実 習 (体験実習及び評価実習)
ア 自動車工学	ア 自動車整備作業	自動車整備作業
イ 自動車整備関連	イ 自動車検査作業	
ウ 自動車検査	ウ サービス・マネジメント	
エ 自動車の整備に関する法規		
オ 自動車概論		
カ サービス・マネジメント		

教育時間数は、次の表のとおりとする。

学 科	オ及びカを除き、280時間以上	
実 習	ウを除き、465時間以上	
実務実習	体験実習	140時間以上
	評価実習	550時間以上
合 計	教育時間数の合計は、1,600時間以上	

I-3-3 教科書

教科書は、自動車の専門的な知識及び技能の教育に適切なものであること。

I-3-4 教材

教材は、自動車の専門的な知識及び技能の教育に適切なもので、養成しようとする自動車整備士の種類に対応した次のものが十分確保されていること。

- (1) 教材用の車両は、同時に教育を受ける者10人につき1両以上を備えること。ただし、自動車整備士の種類を総合に限定した養成施設にあっては、四輪車を必須とし、二輪車の部分を教育する際には二輪車に替えて二輪車特有の構造を示す教材でもよいものとする。
- (2) 教材用のエンジン等は、同時に教育を受ける者10人につき1基以上備えること。また、全体の内エンジンは1基以上含まれていること。ただし、自動車整備士の種類を総合に限定した養成施設にあっては、四輪車のエンジンが備えられていればよいものとする。

なお、教材用の車両に搭載されているエンジン等を教材用のエンジン等の数に含めて差し支えない。

- (3) 教材用の故障原因探求関係主要部品、エンジン等関係主要部品、シャシ関係主要部品及び電気装置関係主要部品等は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

I-3-5 教育を行う者の資格

(1) 学科指導員

学科指導員は、次の各号のいずれかに該当し、担当する科目について専門的な知識及び技能を有する者であること。

- ① 一級自動車整備士（総合）の資格（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合にあっては、一級自動車整備士（総合）又は一級自動車整備士（二輪）。）を有する者で、二級課程の学科指導員又は一級課程の学科指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
- ② 二級自動車整備士（総合）の資格（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合にあっては、二級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（二輪）。）を有する者で、二級課程の学科指導員として2年以上の実務経験を有し、かつ、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者
- ③ 大学等において、機械、電気又は電子に関する博士の学位を授与された者
- ④ 機械、電気又は電子に関する科目についての大学等の教授又は准教授の資格を有する者
- ⑤ 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日国自整第353号）別添4整備主任者研修実施要領第2技術研修(7)の講師（以下「整備主任者技術研修講師」という。）として2年以上の実務経験を有する者で、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者
- ⑥ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(2) 実習指導員

実習指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

- ① 一級自動車整備士（総合）の資格（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合にあっては、一級自動車整備士（総合）又は一級自動車整備士（二輪）。）を有する者で、二級課程の実習指導員又は一級課程の実習指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
- ② 二級自動車整備士（総合）の資格（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合にあっては、二級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（二輪）。）を有する者で、二級課程の実習指導員として2年以上の実務経験を有する者で、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者
- ③ 整備主任者技術研修講師として2年以上の実務経験を有する者で、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者
- ④ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

- (3) I-3-2の表に掲げる科目の「自動車概論」及び「サービス・マネジメント」を担当する者にあつては、(1)及び(2)に掲げる者のほか、当該科目について専門的な知識及び技能を有し、かつ、当該科目に関する教育、研究又は実務の経験を有する者とする。

I-4 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程

自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-4-1 修業年限及び養成を受けようとする者の資格

修業年限は2年以上、養成を受けようとする者の資格は、学校教育法による中学校を卒業した者又はこれと同等以上の者であること。

ただし、養成を受けようとする者の資格を、次に掲げる者とする養成課程にあつては、修業年限を1年以上とすることができる。

- (1) 一種養成施設において二級自動車整備士（総合）の養成課程を修了した者
- (2) 一種養成施設において三級自動車整備士（総合）の養成課程を修了した者
- (3) 自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて二級自動車整備士（総合）の養成課程を修了した者
- (4) 自動車整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣が定めるものにおいて三級自動車整備士（総合）の養成課程を修了した者

I-4-2 教育計画

教育計画は、次の表に掲げる科目の学科及び実習を含み、車枠及び車体、電子制御装置の一般的な知識及び技能並びに自動車の基礎整備技術について適切な内容を有するものであること。

教育時間数は、学科 400 時間以上、実習 900 時間以上であること。

学 科	実 習
ア 自動車工学	ア 自動車整備作業
イ 自動車整備関連	イ 車枠及び車体・電子制御装置の整備作業
ウ 車枠及び車体・電子制御装置の構造	ウ 自動車検査作業
エ 車枠及び車体・電子制御装置の整備	
オ 自動車検査	
カ 自動車の整備に関する法規	

ただし、I-4-1の規定のただし書きによる養成課程においては、教育計画は次によることができる。

- (1) 養成を受けようとする者の資格をI-4-1の(1)又は(3)とする養成課程の科目は、学科の車枠及び車体の構造、車枠及び車体の整備並びに実習の車枠及び車体の整備作業とし、教育時間数を学科

230 時間以上、実習 670 時間以上とすること。

- (2) 養成を受けようとする者の資格を I-4-1 の(2)又は(4)とする養成課程の科目は、学科の車枠及び車体・電子制御装置の構造、車枠及び車体・電子制御装置の整備、自動車検査並びに実習の車枠及び車体・電子制御装置の整備作業、自動車検査作業とし、教育時間数を学科 235 時間以上、実習 690 時間以上とすること。

I-4-3 教科書

教科書は、車枠及び車体・電子制御装置の一般的な知識及び技能並びに自動車の基礎整備技術の教育に適切なものであること。

I-4-4 教材

教材は、車枠及び車体・電子制御装置の一般的な知識及び技能並びに自動車の基礎整備技術の教育に必要な次のものが十分確保されていること。

- (1) 教材用の車両は、同時に教育を受ける者10人につき1両以上を備えること。
- (2) 教材用の車枠及び車体・電子制御装置関係主要部品は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

I-4-5 実習用機械設備

同時に教育を受ける者の人数に応じて適切な数の別表3に掲げる機械設備を保有すること。

I-4-6 教育を行う者の資格

(1) 学科指導員

学科指導員は、次の各号のいずれかに該当し、担当する科目について専門的な知識及び技能を有する者であること。

- ① 一級又は二級の養成課程（総合に限る）の学科指導員の資格を有する者
- ② 自動車車体・電子制御装置整備士として3年以上の実務経験を有した後、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者
- ③ 自動車車体・電子制御装置整備士の資格を有する者で、自動車車体・電子制御装置整備士養成課程の学科指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
- ④ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(2) 実習指導員

実習指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

- ① 一級又は二級課程（総合に限る）の実習指導員の資格を有する者
- ② 自動車車体・電子制御装置整備士若しくは二級自動車整備士（総合）の資格を取得してから3年以上の実務経験を有する者

③ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

以下削除

別表1 一級、二級及び三級自動車整備士（総合）の養成課程

（一種養成施設及び別紙2のⅢ-1、Ⅳ-1に掲げる大学又は機関）

機械設備の名称		備考	三級	二級	一級
作業機器	洗車機器	スチーム・クリーナ、カー・ワッシャ等			
	ドリル	電気式、エア式等			
	グラインダ	電気式、エア式等			
	プレス				
	エア・コンプレッサ				
	吊上機器	チェーン・ブロック、ホイスト、クレーン等			
	ジャッキ	ガレージ・ジャッキ、エア・ジャッキ、二輪用リフト、二輪用スタンド等			
	リジッド・ラック				
	万力				
	卓上ボール盤				
	給脂器具	シャシ・ルブリケータ、グリース・ガン等			
	給油器具	オイル・バケツ・ポンプ、オイル・ルブリケータ等			
	アーク溶接器		※		
	ガス溶接器		※		
	分解部品整理棚	キャリアを含む			
部品洗浄槽					
リフト	2柱リフト、4柱リフト等				
インパクト・レンチ					
計測及び点検機器	ノギス				
	直定規				
	トルク・レンチ				
	巻尺				
	マイクロメータ				
	シツクネス・ゲージ				
	タイヤ・ゲージ				
	タイヤ・デプス・ゲージ				
	ホイール・バランス				
	ばね秤				
	Vブロック				
	スコヤ				

	ダイヤル・ゲージ キャリパ・ゲージ 定盤 油圧計 カー・クーラ・サービス・ キット	オートマチック・トランスミッション、パ ワー・ステアリング等の油圧が測定できる もの	※		
エンジン関係機器	バルブ・リフタ シリンダ・ゲージ コンプレッション・ゲージ バキューム・ゲージ バキューム・ポンプ 燃圧計 エンジン・オイル油圧計 外部診断器 オシロスコープ ラジエータ・キャップ・テ スタ ジーゼル・エンジン回転計 ジーゼル・エンジン用コン プレッション・ゲージ	エンジンの負圧で作動するバキューム機構 の検査ができるもの（手動式でも可）	※	※	※
電気関係機器	充電器 バッテリ・テスタ サーキット・テスタ ボルト・メータ アンペア・メータ エンジン・タコ・テスタ タイミング・テスタ 比重計 温度計				
検査用機器	検車装置 ブレーキ・テスタ サイド・スリップ・テスタ 四輪アライメント・テスタ	検車台、ピット、リフト等 定置式 定置式（四輪アライメント・テスタを有す る場合は不要） 可搬式でも可	※	※	※

	スピード・メータ・テスト 音量計（騒音計） ヘッド・ライト・テスト トーイン・ゲージ キャンバ・キャスト・キングピン・ゲージ ターニング・ラジラス・ゲージ 一酸化炭素測定器 炭化水素測定器 黒煙測定器 オパシメータ	定置式（シャシ・ダイナモ・メータを有する場合は不要） 四輪アライメント・テストを有する場合は不要 四輪アライメント・テストを有する場合は不要 四輪アライメント・テストを有する場合は不要	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※		
その他	振動計 高等な整備技術の養成に必要な機械設備 整備用スキャンツール	車両の振動・騒音を測定できるもの（サウンド・スコープでも可）	※ ※ ※	※	

注1 ※印は、備えなくてもよいこととできる機械設備。

注2 複数の設備を備える機械設備にあつては、その設備をもって該当する設備を備えたものとみなす。

別表2 一級、二級及び三級自動車整備士（二輪）の養成課程

（一種養成施設及び別紙2のⅢ-1、Ⅳ-1に掲げる大学又は機関）

機械設備の名称		備考	三級	二級	一級
作業機器	洗車機器	スチーム・クリーナ、カー・ワッシャ等			
	ドリル	電気式、エア式等			
	グラインダ	電気式、エア式等			
	プレス				
	エア・コンプレッサ				
	吊上機器	チェーン・ブロック、ホイスト、クレーン等			
	リフト（ジャッキ）	スタンド（フロント、リア）を含む			
	万力				
	卓上ボール盤				
	給脂器具	シャシ・ルブリケータ、グリース・ガン等			
	給油器具	オイル・バケツ・ポンプ、オイル・ルブリケータ等			
	アーク溶接器		※		
	ガス溶接器		※		
	分解部品整理棚	キャリアを含む			
部品洗浄槽					
インパクト・レンチ					
計測及び点検機器	ノギス				
	直定規				
	トルク・レンチ				
	巻尺				
	マイクロメータ				
	シツクネス・ゲージ				
	タイヤ・ゲージ				
	タイヤ・デプス・ゲージ				
	ホイール・バランス				
	ばね秤				
	Vブロック				
	スコヤ				
	ダイヤル・ゲージ				
	キャリパ・ゲージ				
定盤					

エンジン関係機器	バルブ・リフタ シリンダ・ゲージ コンプレッション・ゲージ バキューム・ゲージ バキューム・ポンプ 燃圧計 エンジン・オイル油圧計 オシロスコープ ラジエータ・キャップ・テスト 外部診断器	エンジンの負圧で作動するバキューム機構の検査ができるもの（手動式でも可）	※		
電気関係機器	充電器 バッテリー・テスト サーキット・テスト ボルト・メータ アンペア・メータ エンジン・タコ・テスト タイミング・テスト 比重計 温度計				
検査用機器	ブレーキ・テスト スピード・メータ・テスト 音量計（騒音計） ヘッド・ライト・テスト 一酸化炭素測定器 炭化水素測定器	定置式 定置式（シャシ・ダイナモ・メータを有する場合は不要）	※		
その他	振動計 高等な整備技術の養成に必要な機械設備	車両の振動・騒音を測定できるもの（サウンド・スコープでも可）	※	※	

注1 ※印は、備えなくてもよいこととできる機械設備。

注2 複数の設備を備える機械設備にあつては、その設備をもって該当する設備を備えたものとみなす。

別表3 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程

(一種養成施設及び別紙2のⅢ-2に掲げる大学)

機械設備の名称		備考
作業 機器	洗車機器	スチーム・クリーナ、カー・ワッシャ等
	ドリル	電気式、エア式等
	グラインダ	電気式、エア式等
	プレス	
	エア・コンプレッサ	
	吊上機器	チェーン・ブロック、ホイスト、クレーン等
	ジャッキ	ガレージ・ジャッキ、エア・ジャッキ等
	リジッド・ラック	
	万力	
	卓上ボール盤	
	給脂器具	シャシ・ルブリケータ、グリース・ガン等
	給油器具	オイル・バケツ・ポンプ、オイル・ルブリケータ等
	アーク溶接器	
	点溶接器	
	ガス溶接器	
	分解部品整理棚	キャリアを含む
	部品洗浄槽	
	リフト	2柱リフト、4柱リフト等
	インパクト・レンチ	
	車体修正機、車枠矯正装置	自動車を固定し、車体・車枠の曲がり、ねじれ等の点検、修正及び検査ができるもの
	板金用油圧機器	可搬式油圧ボデー・ジャッキ
	板金定盤	
	サンダ	板金用及び塗装用
	ポリシャ	
	塗装機器	スプレ・ガン等
	塗装乾燥装置	赤外線、ガス等の強制乾燥機 (250W×12灯クラス的能力以上)
ガス・シールド・アーク溶接機	炭酸ガス溶接機等	
	ノギス	
	直定規	
	トルク・レンチ	

計測及び点検機器	卷尺 マイクロメータ シックネス・ゲージ タイヤ・ゲージ タイヤ・デプス・ゲージ ホイール・バランサ ばね秤 Vブロック スコヤ 定盤 カー・クーラ・サービス・キット フレーム・センタリング・ゲージ トラム・トラッキング・ゲージ 調色計 膜厚計	
検査用機器	検車装置 ブレーキ・テスタ サイド・スリップ・テスタ 四輪アライメント・テスタ スピード・メータ・テスタ ヘッド・ライト・テスタ トーイン・ゲージ キャンバ・キャスタ・キングピン・ゲージ ターニング・ラジラス・ゲージ	検車台、ピット、リフト等 定置式 定置式（四輪アライメント・テスタを有する場合は不要） 可搬式でも可 定置式（シャシ・ダイナモ・メータを有する場合は不要） 四輪アライメント・テスタを有する場合は不要 四輪アライメント・テスタを有する場合は不要 四輪アライメント・テスタを有する場合は不要
その他	整備用スキャンツール	

注1 I-4-2（教育計画）の規定のただし書き（1）に基づき、実習の自動車検査作業の科目を行わない場合は検査用機器を備えなくてもよい。

注2 複数の設備を備える機械設備にあっては、その設備をもって該当する設備を備えたものとみなす。